

第3節 騒音・振動の状況

1 環境騒音

(1) 調査地点

市では、騒音の状況を把握するため環境騒音を15地点で測定している。これらの調査地点は、図2-3-1～2に示すとおりです。

(2) 環境基準達成状況

平成17年度の環境基準適合状況は表2-3-1に、調査結果は表2-3-2に示すとおりです。

図2-3-1 環境騒音の調査地点位置図

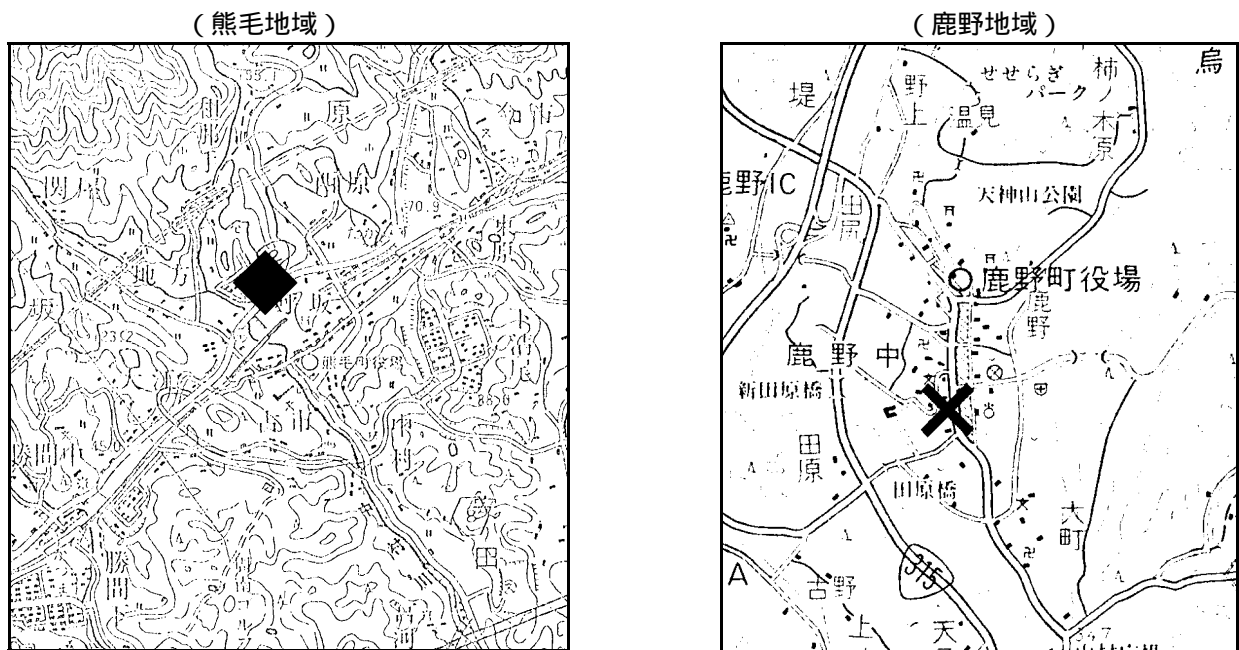


図2-3-2 環境騒音の調査地点位置図

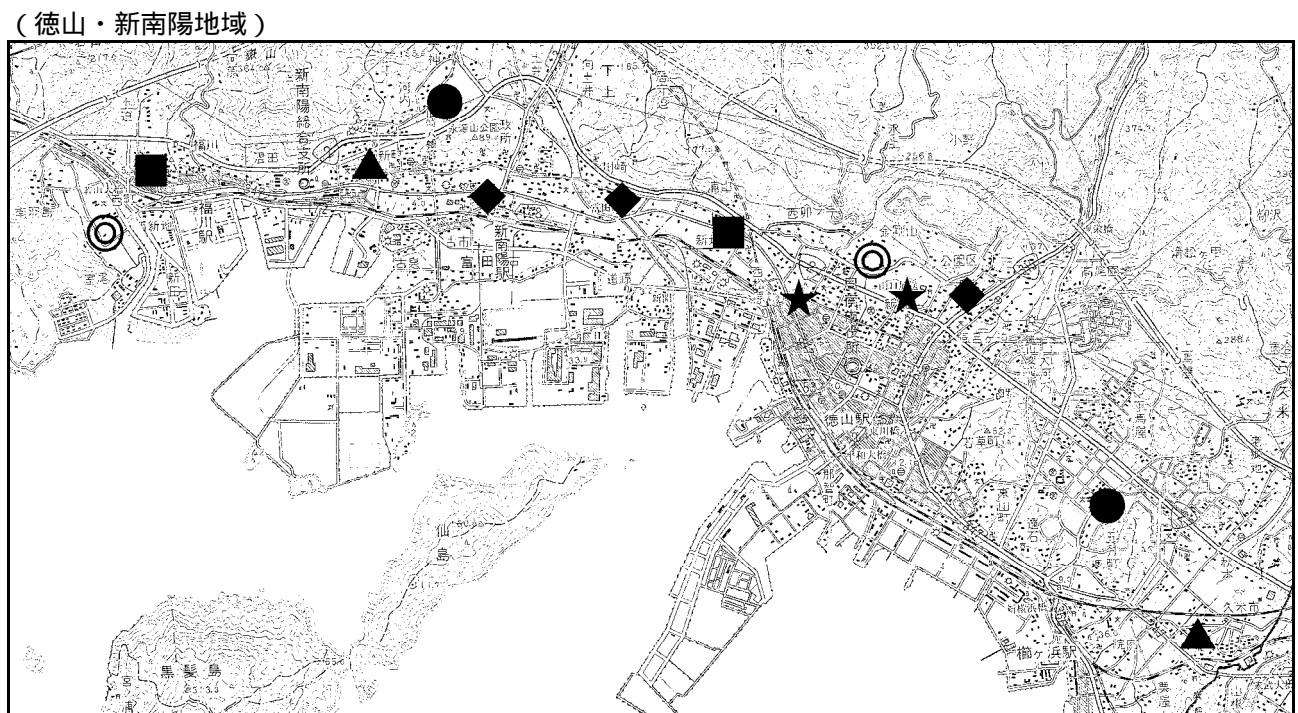


表 2 - 3 - 1 環境基準達成状況

類 型		調 査 地点数	環 境 基 準 適 合			昼間・夜間と も環境基準 を 超 過	図 2 - 3 - 1 ~ 2 の 凡 例
			全区分	昼間のみ	夜間のみ		
道路に面 していない地域	A 地域	2	1	1	0	0	
	B 地域	2	0	2	0	0	
	C 地域	2	2	0	0	0	
道路に面 する地域	A 地域のうち 2 車線以上の 車線を有する道路に面 する地域	2	1	0	0	1	
	B 地域のうち 2 車線以上の 車線を有する道路に面する 地域及び C 地域のうち車線 を有する道路に面する地域	4	2	1	0	1	
道路に面する地域で幹線交通を担う 道路に近接する空間		2	1	0	0	1	
指定地域外		1	-	-	-	-	×

表 2 - 3 - 2 環境騒音調査結果

類 型		調 査 地点数	調 査 地 点	昼 間	夜 間	環 境 基 準 適 合 状 況	
						昼 間	夜 間
道路に面 していない地域	A 地域	2	大字徳山（西金剛山）	52	49		×
			中畷町	50	42		
	B 地域	2	久米（寺下 1）	53	51		×
			富田 2 丁目	54	53		×
	C 地域	2	南浦山町	49	44		
福川中市町			42	43			
道路に面 する地域	A 地域のうち 2 車線以上の 車線を有する道路に面す る地域	2	大字徳山	61	56	×	×
			大神 2 丁目	59	52		
	B 地域のうち 2 車線以上の 車線を有する道路に面す る地域及び C 地域のうち 車線を有する道路に面す る地域	4	大字徳山（上公園区）	69	62	×	×
			川崎 2 丁目	56	55		
			中央町	57	55		
			大字呼坂	62	62		×
道路に面する地域で幹線交通を担う 道路に近接する空間		2	大字徳山（公園区）	72	70	×	×
			新宿通 5 丁目	59	53		
指定地域外		1	大字鹿野	53	41	-	-

2 自動車騒音・振動

(1) 調査地点

市では、市内の主要7路線において自動車騒音を12地点、自動車振動を3地点で測定しています。

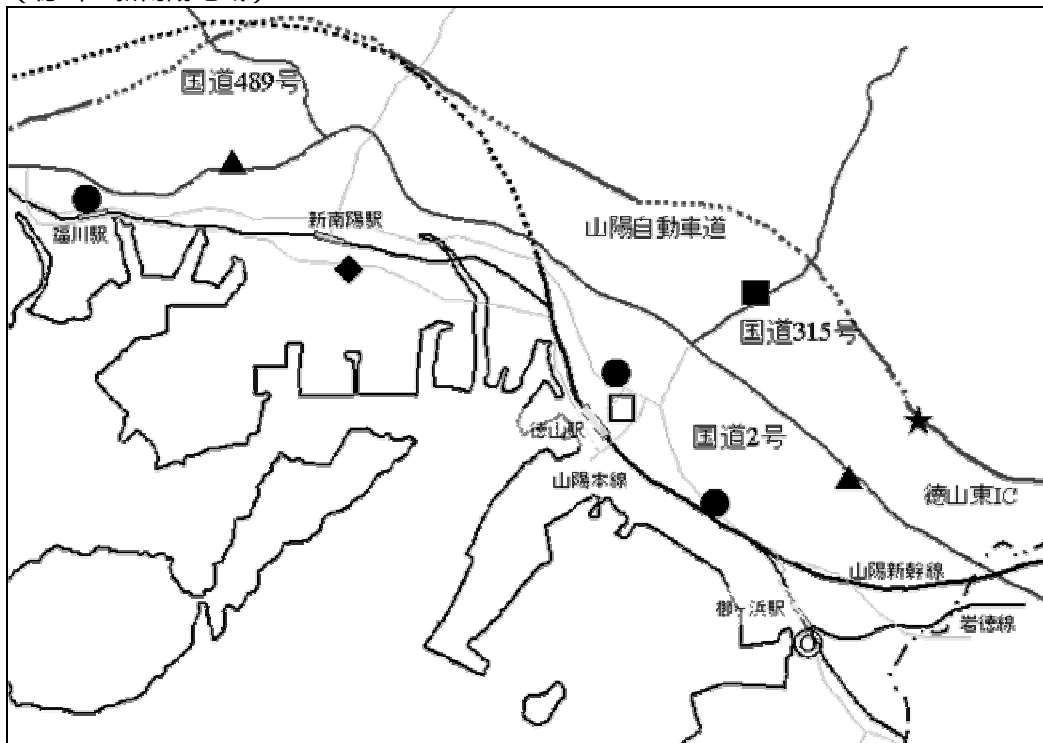
これらの調査地点は、図2-3-3に示すとおりです。

(2) 要請限度適合状況

平成17年度に調査を行った路線ごとの要請限度適合状況は表2-3-3に、各調査地点の結果は表2-3-4に示すとおりです。

騒音は国道2号で要請限度を超えていました。振動は、すべての地点で要請限度を下回っていました。

図2-3-3 自動車騒音・振動の調査地点位置図
(徳山・新南陽地域)



(熊毛地域)



表 2 - 3 - 3 要請限度適合状況

区分	路線名	調査地点数	要請限度適合			昼間・夜間とも要請限度超過	図 2-3-3 の 凡例
			全区分	昼間のみ	夜間のみ		
騒音	国道 2 号	3	1	1	0	1	
	国道 315 号	1	1	0	0	0	
	県道下松新南陽線	3	3	0	0	0	
	県道徳山新南陽線	1	1	0	0	0	
	市道粕島櫛ヶ浜停車場線	1	1	0	0	0	
	市道徳山停車場線	1	1	0	0	0	
	山陽自動車道	2	2	0	0	0	
振動	国道 2 号	1	1	0	0	0	
	県道下松新南陽線	1	1	0	0	0	
	県道徳山新南陽線	1	1	0	0	0	

表 2 - 3 - 4 自動車騒音・振動調査結果

路線名	調査地点	騒音					振動				
		区域の区分 ¹⁾	昼間	夜間	要請限度適合状況		区域の区分 ¹⁾	昼間	夜間	要請限度適合状況	
					昼間	夜間				昼間	夜間
国道 2 号	大字呼坂西勝間	幹線	74	73		×	-	-	-	-	-
	大迫田 ²⁾	幹線	70	70			-	-	-	-	-
	新堤町	幹線	76	77	×	×	1種	35	35		
国道 315 号	一の井手	幹線	68	61			-	-	-	-	-
県道下松新南陽線	遠石 1 丁目	幹線	68	62			-	-	-	-	-
	岐山通	幹線	65	57			-	-	-	-	-
	社地町	幹線	67	61			2種	36	31		
県道徳山新南陽線	古泉 3 丁目	幹線	71	66			2種	43	-		-
市道粕島櫛ヶ浜停車場線	櫛ヶ浜	幹線	71	66			-	-	-	-	-
市道徳山停車場線	御幸通 1 丁目	幹線	62	54			-	-	-	-	-
山陽自動車道	大河内	幹線	54	54			-	-	-	-	-
	平原町	幹線	48	48			-	-	-	-	-

1) 幹線：幹線交通を担う道路に近接する区域、1種：第1種区域、2種：第2種区域

2) 測定方法：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」による。